

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁所管)

単位:千円

基金の名称	子育て支援対策臨時特例基金			
基金設置法人名	宮城県			
基金の額		今回造成額	—	
		造成完了時(令和5年度末)における残高	1,620,430千円	
	(うち国費総当額)		今回造成額	千円
			造成完了時(令和5年度)における残高	1,620,430千円
基金事業等の概要	○自治体を実施する取組のうち、下記に係る費用を補助する。 ・親子関係再構築支援を推進するため、支援メニューの充実や支援体制の強化を図る際の費用 ・社会的養護に係る子どもの権利が守られる体制を構築するため、意見表明等支援や子どもの権利擁護機関の整備等のこどもの権利擁護の環境整備のための費用 ・虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともにこれらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援・生活支援を行うために必要な費用			
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和6年度末		
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和6年度末		
	基金の解散予定時期	令和7年6月末		
基金事業等の目標	親子関係再構築やこどもの権利擁護、社会的養護経験者の自立支援の推進			
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	宮城県安心こども基金事業費補助金交付要綱に基づき、市町村からの申請を受け付け審査する。 【担当課】 子ども・家庭支援課 子育て社会推進課			
その他の事項				